明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十二年十月七日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十二年九月六日

大阪市西区新町一丁目二七番八号

株式会社オー・エム・コーポレーション

代表取締役　小川　光宏

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は平成二十二年九月二十二日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一　優先資本金の額の減少をする目的

特定資産の売却金、特定資産からの収入として本特定目的会社に交付された金銭及びその他の方法で本特定目的会社が受領した金銭から、特定社債の元利金の弁済、積立金の積立て、その他必要費用を控除した後に残余金がある場合（以下「優先出資償却原資」という。）、これらを分配するため。

二　優先資本金の額の減少をする要件

優先出資償却原資の計算を行った結果、取締役が簡易減資消却を行うことが適当であると判断し、その旨決定したことをその要件とする。

三　優先資本金の額の減少をする時期

平成二十二年十月七日に行う。

四　減少する優先資本金の額

金八千五百万円

五　消却する優先出資の種類

当社は、A号優先出資及びB号優先出資の二種類の優先出資を発行しており、A号優先出資及びB号優先出資ともに消却の対象とする。

六　消却する優先出資の口数

千七百口（A号優先出資につき八百六十七口、B号優先出資につき八百三十三口）

七　消却の方法

全既発行の各優先出資社員の保有する優先出資口数の割合に応じて、優先出資一口につき金五万円で有償消却を行う。

八　消却に要する金額

金八千五百万円

九　優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

全ての種類の優先出資

平成二十二年九月六日

東京都港区赤坂三丁目三番三号住友生命赤坂ビル四階株式会社ＥＯＳ気付

オスタラ・メディカル・ワン特定目的会社

取締役　中村　博康

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は平成二十二年九月二十二日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一　優先資本金の額の減少をする目的

特定資産の売却金、特定資産からの収入として本特定目的会社に交付された金銭及びその他の方法で本特定目的会社が受領した金銭から、特定社債の元利金の弁済、積立金の積立て、その他必要費用を控除した後に残余金がある場合（以下「優先出資償却原資」という。）、これらを分配するため。

二　優先資本金の額の減少をする要件

優先出資償却原資の計算を行った結果、取締役が簡易減資消却を行うことが適当であると判断し、その旨決定したことをその要件とする。

三　優先資本金の額の減少をする時期

平成二十二年十月七日に行う。

四　減少する優先資本金の額

金六千万円

五　消却する優先出資の種類

当社はA号優先出資及びB号優先出資の二種類の優先出資を発行しており、A号優先出資及びB号優先出資ともに消却の対象とする。

六　消却する優先出資の口数

千二百口（A号優先出資につき六百十二口、B号優先出資につき五百八十八口）

七　消却の方法

全既発行の各優先出資社員の保有する優先出資口数の割合に応じて、優先出資一口につき金五万円で有償消却を行う。

八　消却に要する金額

金六千万円

九　優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

A号優先出資及びB号優先出資

平成二十二年九月六日

東京都港区南麻布二丁目一二番三号

オスタラ・メディカル・ツー特定目的会社

取締役　中村　博康

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億円減少し、二十四億二千万円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の要旨は、平成二十二年四月十九日付官報の号外第八十四号五十九頁に掲載されています。

平成二十二年九月六日

東京都千代田区永田町二丁目一二番四号

特定目的会社クレップ・インベストメント・ブイ

取締役　宝金　正典

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金八千五百万円減少することにいたしましたので、資産の流動化に関する法律第百十一条第二項の規定に基づき、公告いたします。

かかる優先資本金の額の減少に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十二年四月十九日付官報の号外第八十四号六十二頁に掲載されています。

平成二十二年九月六日

東京都港区赤坂三丁目三番三号住友生命赤坂ビル四階株式会社ＥＯＳ気付

オスタラ・メディカル・ワン特定目的会社

取締役　中村　博康

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金六千万円減少することにいたしましたので、資産の流動化に関する法律第百十一条第二項の規定に基づき、公告いたします。

かかる優先資本金の額の減少に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の要旨は平成二十二年四月十九日付官報の号外第八十四号六十二頁に掲載されています。

平成二十二年九月六日

東京都港区南麻布二丁目一二番三号

オスタラ・メディカル・ツー特定目的会社

取締役　中村　博康

訂正公告

平成二十二年八月二十六日（号外第一七九号）掲載の相続財産管理人　増田　和裕に係る相続債権者受遺者への請求の申出の催告中、「本籍神奈川県横浜市鶴見区栄町通一丁目九番地一」とあるは「本籍静岡県焼津市保福島六八〇番地」の誤りにつき訂正いたします。

平成二十二年九月六日

静岡県静岡市葵区常磐町二丁目六番地の八

トーカイビル四階

相続財産管理人　増田　和裕

取消公告

平成二十二年八月十六日（号外第一七一号）掲載の左記会社に係る合併公告並びに甲および乙の決算公告（枠組）中、合併公告のみ取消します。

平成二十二年九月六日

埼玉県和光市本町二七番二一号

（甲）富士商工マシナリー株式会社

代表取締役　髙木　隆司

東京都練馬区中村北一丁目一番四号

（乙）富士商工株式会社

代表取締役　髙木　隆司

正誤

ページ	段	行	誤	正
二	上	三	別記二十九号	別記第二十九号
〃	〃	六（終りから）	別記二十九号	別記第二十九号
〃	下	五	別表一	別表第一
〃	〃	七	別表一	別表第一

平成二十二年八月五日法務省告示第三百九十二号（日本国に帰化を許可する件）

（原稿誤り）

一ページ四段終りから一九行目から一八行目までを削除する。

同月二十三日法務省告示第四百二十五号（同）

（原稿誤り）

三ページ一段一四行目から一五行目までを削除する。

◉号外　九月三日付特第二二号八ページ
調達第一六八号四八ページ
ージ●同月六日付第一八七号六四ページ●同日付政府

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）